

令和8年5月29日

報道機関 各位

隠岐の島町 農林水産課

公共牧野用地賃借料の未払いについて

1. 概要

公共牧野用地賃借料について確認を行った結果、令和5年度から令和6年度までの一部賃借料に未払いがあることが判明しました。

2. 未払いの内容

対象事業は公共牧野用地賃借料で、年間賃借料総額は7,764,000円、契約者数は108名です。未払いの状況は、令和5年度分が16件357,761円、令和6年度分が17件406,853円で、合計33件764,614円の未払いが発生していました。

3. 原因

担当した職員への聞き取りの結果、契約者から請求書の提出がない案件について再依頼や確認を行っていなかったこと、宛先不明で返送された案件について再調査を実施していなかったこと、未払い案件について上司への報告が行われていなかったこと、さらに未払い案件が残ったまま年度末処理を完了していたことが確認されました。

また、管理職による確認体制も十分ではなく、組織的なチェック機能が働いていなかったことが、本件発生の要因となりました。

4. 現在の対応状況

令和8年5月28日現在、契約者及び相続人に対して謝罪と説明を行うとともに、請求書提出依頼文書を郵送又は訪問により配布した結果、対象者全員から未払い分の請求書が提出され、支払い手続きは全て完了しております。

なお、地方公務員法に基づき、5月28日付けで、以下のとおり事案を発生させた職員の懲戒処分等を行っております。

事故者(主任 30歳代)：戒告処分

管理監督者：厳重注意

5. 再発防止策

再発防止に向け、未払い確認用チェックリストを課内で共有し、複数職員及び管理職による確認体制を強化します。

また、年度末における未処理案件の確認を徹底するとともに、引継ぎ時には未処理案件の有無を明確に記録し、請求書未提出案件については電話及び文書による督促を徹底します。

さらに、支払状況について定期的に進捗確認と情報共有を行い、再発防止に努めてまいります。

6. お問い合わせ先

隠岐の島町役場 農林水産課 担当：曾我部

電話：08512-2-8563 FAX：08512-2-2460

MAIL：nourin@town.okinoshima.shimane.jp